入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年８月27日
契約担当職
独立行政法人産業技術総合研究所
研究環境整備部部総括　塩釜　士郎
◎調達機関番号　544　◎所在地番号　08
○産総第58号

1　調達内容
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　福島県再生可能エネルギー研究開発拠点（仮称）整備事業　１式
⑶　工事場所　福島県郡山市待池台２－２－９
⑷　工事内容　本工事は福島県再生可能エネルギー研究開発拠点（仮称）の建設を行うものである。研究本館　プレキャストコンクリート造　地上４階、建築面積2,280㎡延床面積7,037㎡　別棟　鉄骨造　地上１階（一部２階）、建築面積4,437㎡、延床面積4,681㎡、付帯施設　排水処理棟、付属棟
⑸　工期　平成25年３月31日
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約11,450㎥、鉄骨約730ｔ、鉄筋約1,330ｔ、ガラス（外装）約2,500㎡
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として施工方法等の技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

2　競争参加資格
⑴　次に掲げる条件を満たしている単体又は当該者により構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）若しくは異工種建設工事共同企業体（以下「異工種共同企業体」という。）であること。
①　独立行政法人産業技術総合研究所の契約事務取扱要領第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
②　単体又は特定共同企業体の代表者は、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「建築一式工事」の「A」、「電気工事」の「A」及び「管工事」の「A」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値が「建築一式工事」は1,400以上、「電気工事」及び「管工事」は1,150以上であること。特定共同企業体の代表者以外の構成員は、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、「建築一式工事」の「A」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値は1,200以上であること。異工種共同企業体の構成員は、独立行政法人産業技術総合研究所の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、担当する工種別に「建築一式工事」の「A」、「電気工事」の「A」又は「管工事」の「A」の等級に格付けされている者であって、同要領第15条に基づいて算出された数値が「建築一式工事」は1,400以上、「電気工事」及び「管工事」は1,150以上であること。
なお、経済産業省において当該資格を有する者は、同等級に格付けされているものとみなす。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、同要領に基づき再格付けされていること。）
③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再格付けを受けた者は除く。）でないこと。
④　特定共同企業体若しくは異工種共同企業体（以下「共同企業体」という。）の構成員の数は、２社又は３社とする。
⑤　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。
⑥　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑧　本入札公告の日から開札の時までの期間に産総研の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　平成14年度以降に次の基準を満たす新営工事において元請けとして施工した工事実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）
①　建築工事
１）単体、特定共同企業体の代表者又は異工種共同企業体の構成員（建築一式工事）
ア　建物用途　同種施設　試験・研究施設（いずれも人文科学系のものは除く。）　複合用途施設　同種施設と認められる部分が「ウ」の延べ面積以上ある施設
イ　構造階数　プレキャストコンクリート造又はプレストレストコンクリート造地上４階建以上
ウ　建物規模　延べ面積4,500㎡以上
２）特定共同企業体の代表者以外の構成員
ア　建物用途　上記１）アに同じ
イ　構造階数　プレキャストコンクリート造又はプレストレストコンクリート造地上２階建以上
ウ　建物規模　延べ面積3,000㎡以上
②　電気設備工事
１）単体、特定共同企業体の代表者又は異工種共同企業体の構成員（電気工事）
ア　建物用途、構造階数及び建物規模
①１）ア、イ及びウに同じ
イ　工事種目　受変電設備、中央監視制御設備、自家発電設備、動力設備、電灯設備及び火災報知設備
③　機械設備工事
１）単体、特定共同企業体の代表者又は異工種共同企業体の構成員（管工事）
ア　建物用途、構造階数及び建物規模
①１）ア、イ及びウに同じ
イ　工事種目　空気調和設備（換気、自動制御設備等含む）、給水設備、排水設備及び消火設備
また、異工種共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ工事実績として認める。
⑶　過去にＣＡＳＢＥＥの第三者認証において「Ｓ」評価を受けた建築一式工事を施工した実績を有すること。
⑷　単体又は共同企業体は、次に基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　建築工事
１）１級建築工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成14年度以降に、上記２⑵①の基準を満たす新営工事において元請けとして施工した工事経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）
３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
②　電気設備工事
１）１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成14年度以降に、上記２⑵②の基準を満たす新営工事において元請けとして施工した工事経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上のものに限る。）
３）監理技術者にあっては、上記①３）に該当する者であること。
③　機械設備工事
１）１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。